

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3556720

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER AND CHANGE OF NAME	
EFFECTIVE DATE:	07/01/2013	
CONVEYING PARTY DATA		
	Name	Execution Date
	HITACHI CABLE, LTD.	07/01/2013
NEWLY MERGED ENTITY DATA		
	Name	Execution Date
	HITACHI METALS, LTD.	07/01/2013
MERGED ENTITY'S NEW NAME (RECEIVING PARTY)		
Name:	HITACHI METALS, LTD.	
Street Address:	2-1, SHIBAURA 1-CHOME MINATO-KU	
City:	TOKYO	
State/Country:	JAPAN	
PROPERTY NUMBERS Total: 1		
Property Type	Number	
Application Number:	13717486	
CORRESPONDENCE DATA		
Fax Number:	(703)761-2375	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Phone:	7037614100	
Email:	admin@mcginniplaw.com	
Correspondent Name:	MCGINN I.P. LAW GROUP, PLLC	
Address Line 1:	8321 OLD COURTHOUSE ROAD, SUITE 200	
Address Line 4:	VIENNA, VIRGINIA 22182-3817	
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	HTC.001	
NAME OF SUBMITTER:	SEAN M. MCGINN	
SIGNATURE:	/Sean M. McGinn/	
DATE SIGNED:	10/05/2015	
Total Attachments: 28 source=merger#page1.tif		

source=merger#page2.tif
source=merger#page3.tif
source=merger#page4.tif
source=merger#page5.tif
source=merger#page6.tif
source=merger#page7.tif
source=merger#page8.tif
source=merger#page9.tif
source=merger#page10.tif
source=merger#page11.tif
source=merger#page12.tif
source=merger#page13.tif
source=merger#page14.tif
source=merger#page15.tif
source=merger#page16.tif
source=merger#page17.tif
source=merger#page18.tif
source=merger#page19.tif
source=merger#page20.tif
source=merger#page21.tif
source=merger#page22.tif
source=merger#page23.tif
source=merger#page24.tif
source=merger#page25.tif
source=merger#page26.tif
source=merger#page27.tif
source=merger#page28.tif

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Keiko NAKAMURA, of c/o HIRATA & PARTNERS, 29th Floor,
Shinjuku Front Tower, 2-21-1, Kitashinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo, Japan
declare as follows:

1. That I am well acquainted with both the English and Japanese languages, and
2. That the attached document is a true and correct translation made by me to the best of my knowledge and belief of:

Commercial Register of Hitachi Metals, Ltd.

December 12, 2014



Keiko NAKAMURA

(No witness required)

Certified Copy of the Commercial Register

2-1, Shibaura 1-chome Minato-ku, Tokyo, Japan

Hitachi Metals, Ltd.

Corporation No.: 0104-01-038783

Corporate Name	Hitachi Metals, Ltd.
Head Office	2-1, Shibaura 1-chome Minato-ku, Tokyo, Japan
Method of Giving a Public Notice	Electronic public notice. http://www.hitachi-metals.co.jp/koukoku/index.html However, to be published in The Nikkei when it is unable to give an electronic public notice due to an accident or any other unavoidable circumstances.
Date of Incorporation	March 2, 1946
Absorption-type Merger	On July 1, 2013, absorbed Hitachi Cable, Ltd., 1-22-16, Asakusabashi, Taito-ku, Tokyo, Japan Registered on July 12, 2013

This is to certify that the above are all the items that are not closed in the Commercial Register.

(Administered by Tokyo Legal Affairs Bureau Minato Branch)

December 9, 2014

Hitachi Div., Mito District Legal Affairs Bureau

Registrar: Atsuhiro Funabashi (seal)

Ref No. サ 204115 *The underlined portion indicates the cancellation of the registration.

履歴事項全部証明書

東京都港区芝浦一丁目2番1号
日立金属株式会社
会社法人等番号 0104-01-038783

商号	日立金属株式会社	
本店	東京都港区芝浦一丁目2番1号	
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.hitachi-metals.co.jp/koukoku/index.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 6月22日変更 平成18年 7月 4日登記
会社成立の年月日	昭和21年3月2日	
目的	1. 高級特殊鋼、特殊合金、焼結合金その他の特殊材料及びそれらの加工品並びに精密鑄鍛造品の製造及び販売 2. マグネットその他の磁性材料及びそれらの応用品の製造及び販売 3. 封着材料、磁気ヘッド材、単結晶、薄膜機能材その他の電子材料及びそれらの応用品、組立品の製造及び販売 4. フェライトコア、圧電体セラミックス、誘電体セラミックスその他の電子磁気材料及びそれらの応用品、組立品、複合品の製造及び販売 5. セラミックス及びその応用品の製造及び販売 6. 医療用具の製造及び販売 7. 可鍛鋳鉄、ダクタイル鋳鉄、鑄鍛鋼、軽合金鋳物その他の金属材料及びそれらの加工品、組立品の製造及び販売 8. 管継手その他の配管用品及びそれらの組立品の製造及び販売 9. ロールの製造及び販売 10. 水処理設備、汚泥処理設備、焼却設備、土壌環境浄化設備その他の環境設備及び搬送設備その他の産業機械設備の製造及び販売 11. 土壌環境浄化事業の請負 12. 建設工事の設計及び請負 13. 前各号に関連する一切の事業	
	1. 高級特殊鋼、特殊合金、焼結合金その他の特殊材料及びそれらの加工品並びに精密鑄鍛造品の製造及び販売 2. 封着材料、単結晶、薄膜機能材その他の電子材料及びそれらの応用品の製造及び販売 3. ロールの製造及び販売 4. セラミックス及びその応用品の製造及び販売 5. マグネットその他の磁性材料及びそれらの応用品の製造及び販売 6. フェライトコア、圧電体セラミックス、誘電体セラミックスその他の電気磁気材料及びそれらの応用品、組立品、複合品の製造及び販売 7. 医療用具の製造及び販売 8. 可鍛鋳鉄、ダクタイル鋳鉄、耐熱鋳鋼、軽合金鋳物その他の金属材料及びそれらの加工品、組立品の製造及び販売 9. 管継手、精密流体制御機器その他の配管用品及びそれらの加工品、組立	

東京都港区芝浦一丁目2番1号

日立金属株式会社

会社法人等番号 0104-01-038783

	品の製造及び販売 10. 水処理設備、汚泥処理設備、焼却設備、土壤環境浄化設備その他の環境設備及び搬送設備その他の産業機械設備の製造及び販売 11. 電線、ケーブル及び光ファイバの製造及び販売 12. ゴムその他の化学成型品、非鉄金属の加工品、電子部品及びその材料の製造及び販売 13. 送配電機器、情報伝送用機器、情報処理用機器、それらのシステム製品及びソフトウェア製品の製造、作成及び販売並びに保守 14. 建設工事、土木工事その他前各号に附帯する工事の設計、監理及び請負 15. 前各号に関連する製品、設備、機器、システム、工事、サービスに係るコンサルティング 16. 前各号に関連する一切の事業 平成25年 7月 1日変更 平成25年 7月12日登記		
単元株式数	1000株		
発行可能株式総数	5億株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数	平成19年 4月 1日変更	
	3億6655万7889株	平成19年 4月 5日登記	
	発行済株式の総数	平成25年 7月 1日変更	
	4億2890万4352株	平成25年 7月12日登記	
資本金の額	金262億8355万9104円		
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社本店 平成19年11月26日変更 平成19年11月26日登記		

東京都港区芝浦一丁目2番1号
日立金属株式会社
会社法人等番号 0104-01-038783

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>持田 農夫 男</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 6月25日登記
			平成23年 6月22日重任
			平成23年 6月28日登記
			平成24年 6月20日重任
			平成24年 7月 4日登記
			平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>持田 農夫 男</u>	平成26年 6月25日退任
			平成26年 7月 8日登記
	<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>川上 潤 三</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 6月25日登記
			平成23年 6月22日退任
			平成23年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉岡 博 美</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 6月25日登記
			平成23年 6月22日重任
			平成23年 6月28日登記
			平成24年 6月20日重任
			平成24年 7月 4日登記
			平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉岡 博 美</u>	平成26年 6月25日退任
			平成26年 7月 8日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号

日立金属株式会社

会社法人等番号 0104-01-038783

COPY	取締役	藤井博行	平成22年 6月18日就任
			平成22年 6月25日登記
	取締役	藤井博行	平成23年 6月22日重任
			平成23年 6月28日登記
	取締役	藤井博行	平成24年 6月20日重任
			平成24年 7月 4日登記
	取締役	藤井博行	平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
			平成26年 6月25日退任
			平成26年 7月 8日登記
	取締役	野口泰稔	平成22年 6月18日就任
	(社外取締役)		平成22年 6月25日登記
COPY	取締役	野口泰稔	平成23年 6月22日重任
	(社外取締役)		平成23年 6月28日登記
	取締役	野口泰稔	平成24年 6月20日重任
	(社外取締役)		平成24年 7月 4日登記
	取締役	野口泰稔	平成25年 6月25日重任
	(社外取締役)		平成25年 7月 9日登記
	取締役	野口泰稔	平成26年 6月25日重任
	(社外取締役)		平成26年 7月 8日登記
	取締役	中村豊明	平成22年 6月18日就任
	(社外取締役)		平成22年 6月25日登記
	取締役	中村豊明	平成23年 6月22日重任
	(社外取締役)		平成23年 6月28日登記
COPY			平成24年 6月20日退任
			平成24年 7月 4日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
日立金属株式会社
会社法人等番号 0104-01-038783

	<u>取締役</u>	<u>花 村 公 生</u>	平成22年 6月18日就任
			平成22年 6月25日登記
			平成23年 6月22日退任
			平成23年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>町 田 尚</u>	平成23年 6月22日就任
	<u>(社外取締役)</u>		平成23年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>町 田 尚</u>	平成24年 6月20日重任
	<u>(社外取締役)</u>		平成24年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>町 田 尚</u>	平成25年 6月25日重任
	<u>(社外取締役)</u>		平成25年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>町 田 尚</u>	平成26年 6月25日重任
	<u>(社外取締役)</u>		平成26年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>石 垣 忠 彦</u>	平成23年 6月22日就任
	<u>(社外取締役)</u>		平成23年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>石 垣 忠 彦</u>	平成24年 6月20日重任
	<u>(社外取締役)</u>		平成24年 7月 4日登記
			平成25年 6月25日退任
			平成25年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>島 順 彦</u>	平成23年 6月22日就任
			平成23年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>島 順 彦</u>	平成24年 6月20日重任
			平成24年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>島 順 彦</u>	平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>島 順 彦</u>	平成26年 6月25日重任
			平成26年 7月 8日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
日立金属株式会社
会社法人等番号 0104-01-038783

<u>取締役</u> <u>西 野 壽 一</u> (社外取締役) <u>取締役</u> <u>西 野 壽 一</u> (社外取締役) <u>取締役</u> <u>西 野 壽 一</u> (社外取締役)	平成24年 6月20日就任
	平成24年 7月 4日登記
	平成25年 6月25日重任
	平成25年 7月 9日登記
	平成26年 6月25日重任
	平成26年 7月 8日登記
<u>取締役</u> <u>高 橋 秀 明</u> <u>取締役</u> <u>高 橋 秀 明</u>	平成25年 6月25日就任
	平成25年 7月 9日登記
	平成26年 6月25日重任
	平成26年 7月 8日登記
<u>取締役</u> <u>山 田 泰 次</u>	平成26年 6月25日就任
	平成26年 7月 8日登記
<u>取締役</u> <u>小 西 和 幸</u>	平成26年 6月25日就任
	平成26年 7月 8日登記
<u>取締役</u> <u>田 中 幸 二</u> (社外取締役)	平成26年 6月25日就任
	平成26年 7月 8日登記
<u>指名委員</u> <u>川 上 潤 三</u>	平成22年 6月18日重任
	平成22年 6月25日登記
	平成23年 6月22日退任
	平成23年 6月28日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
日立金属株式会社
会社法人等番号 0104-01-038783

<u>指名委員</u>	<u>持田 農夫 男</u>	平成22年 6月18日重任
		平成22年 6月25日登記
		平成23年 6月22日重任
		平成23年 6月28日登記
		平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 4日登記
		平成25年 6月25日退任
<u>指名委員</u>	<u>持田 農夫 男</u>	平成25年 7月 9日登記
		平成22年 6月18日就任
		平成22年 6月25日登記
		平成23年 6月22日重任
		平成23年 6月28日登記
		平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 4日登記
<u>指名委員</u>	<u>野口 泰 稔</u>	平成25年 6月25日重任
		平成25年 7月 9日登記
		平成26年 6月25日重任
		平成26年 7月 8日登記
<u>指名委員</u>	<u>野口 泰 稔</u>	平成22年 6月18日就任
		平成22年 6月25日登記
		平成23年 6月22日退任
		平成23年 6月28日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
日立金属株式会社
会社法人等番号 0104-01-038783

COPY	指名委員	藤井博行	平成22年 6月18日就任
			平成22年 6月25日登記
	指名委員	藤井博行	平成23年 6月22日重任
			平成23年 6月28日登記
	指名委員	藤井博行	平成24年 6月20日重任
			平成24年 7月 4日登記
	指名委員	藤井博行	平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
			平成26年 6月25日退任
			平成26年 7月 8日登記
	指名委員	町田尚	平成23年 6月22日就任
			平成23年 6月28日登記
COPY	指名委員	町田尚	平成24年 6月20日重任
			平成24年 7月 4日登記
	指名委員	町田尚	平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
	指名委員	町田尚	平成26年 6月25日重任
			平成26年 7月 8日登記
	指名委員	石垣忠彦	平成23年 6月22日就任
			平成23年 6月28日登記
	指名委員	石垣忠彦	平成24年 6月20日重任
			平成24年 7月 4日登記
			平成25年 6月25日退任
			平成25年 7月 9日登記
COPY	指名委員	小西和幸	平成26年 6月25日就任
			平成26年 7月 8日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
日立金属株式会社
会社法人等番号 0104-01-038783

<u>監査委員</u>	<u>川 上 潤 三</u>	平成22年 6月18日重任
		平成22年 6月25日登記
		平成23年 6月22日退任
		平成23年 6月28日登記
<u>監査委員</u>	<u>野 口 泰 稔</u>	平成22年 6月18日就任
		平成22年 6月25日登記
<u>監査委員</u>	<u>野 口 泰 稔</u>	平成23年 6月22日重任
		平成23年 6月28日登記
<u>監査委員</u>	<u>野 口 泰 稔</u>	平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 4日登記
<u>監査委員</u>	<u>野 口 泰 稔</u>	平成25年 6月25日重任
		平成25年 7月 9日登記
<u>監査委員</u>	<u>野 口 泰 稔</u>	平成26年 6月25日重任
		平成26年 7月 8日登記
<u>監査委員</u>	<u>吉 岡 博 美</u>	平成22年 6月18日就任
		平成22年 6月25日登記
<u>監査委員</u>	<u>吉 岡 博 美</u>	平成23年 6月22日重任
		平成23年 6月28日登記
<u>監査委員</u>	<u>吉 岡 博 美</u>	平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 4日登記
<u>監査委員</u>	<u>吉 岡 博 美</u>	平成25年 6月25日重任
		平成25年 7月 9日登記
		平成26年 6月25日退任
		平成26年 7月 8日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号

日立金属株式会社

会社法人等番号 0104-01-038783

	<u>監査委員</u>	<u>町田 尚</u>	平成23年 6月22日就任
			平成23年 6月28日登記
	<u>監査委員</u>	<u>町田 尚</u>	平成24年 6月20日重任
			平成24年 7月 4日登記
	<u>監査委員</u>	<u>町田 尚</u>	平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
	<u>監査委員</u>	<u>町田 尚</u>	平成26年 6月25日重任
			平成26年 7月 8日登記
	<u>監査委員</u>	<u>中村 豊明</u>	平成23年 6月22日就任
			平成23年 6月28日登記
			平成24年 6月20日退任
			平成24年 7月 4日登記
	<u>監査委員</u>	<u>西野 壽一</u>	平成24年 6月20日就任
			平成24年 7月 4日登記
	<u>監査委員</u>	<u>西野 壽一</u>	平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
	<u>監査委員</u>	<u>西野 壽一</u>	平成26年 6月25日重任
			平成26年 7月 8日登記
	<u>監査委員</u>	<u>山田 泰次</u>	平成26年 6月27日就任
			平成26年 7月 8日登記
	<u>報酬委員</u>	<u>川上 潤三</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 6月25日登記
			平成23年 6月22日退任
			平成23年 6月28日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

<u>報酬委員</u>	<u>持田 農夫 男</u>	平成22年 6月18日重任
		平成22年 6月25日登記
		平成23年 6月22日重任
		平成23年 6月28日登記
		平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 4日登記
		平成25年 6月25日重任
		平成25年 7月 9日登記
<u>報酬委員</u>	<u>持田 農夫 男</u>	平成26年 6月25日退任
		平成26年 7月 8日登記
<u>報酬委員</u>	<u>野口 泰 稔</u>	平成22年 6月18日就任
		平成22年 6月25日登記
		平成23年 6月22日重任
		平成23年 6月28日登記
		平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 4日登記
		平成25年 6月25日重任
<u>報酬委員</u>	<u>野口 泰 稔</u>	平成25年 7月 9日登記
		平成26年 6月25日重任
		平成26年 7月 8日登記
<u>報酬委員</u>	<u>野口 泰 稔</u>	平成22年 6月18日就任
		平成22年 6月25日登記
		平成23年 6月22日退任
		平成23年 6月28日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
日立金属株式会社
会社法人等番号 0104-01-038783

<u>報酬委員</u>	<u>藤井博行</u>	平成22年 6月18日就任
		平成22年 6月25日登記
		平成23年 6月22日退任
		平成23年 6月28日登記
<u>報酬委員</u>	<u>石垣忠彦</u>	平成23年 6月22日就任
		平成23年 6月28日登記
<u>報酬委員</u>	<u>石垣忠彦</u>	平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 4日登記
		平成25年 6月25日退任
		平成25年 7月 9日登記
<u>報酬委員</u>	<u>西野壽一</u>	平成25年 6月25日就任
		平成25年 7月 9日登記
		平成26年 6月25日退任
		平成26年 7月 8日登記
<u>報酬委員</u>	<u>田中幸二</u>	平成26年 6月25日就任
		平成26年 7月 8日登記
<u>報酬委員</u>	<u>高橋秀明</u>	平成26年 6月25日就任
		平成26年 7月 8日登記
<u>執行役</u>	<u>花村公生</u>	平成22年 4月 1日重任
		平成22年 4月 1日登記
		平成23年 3月31日退任
		平成23年 4月 5日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
日立金属株式会社
会社法人等番号 0104-01-038783

<u>執行役</u>	<u>藤井博行</u>	平成22年 4月 1日重任
		平成22年 4月 1日登記
		平成23年 4月 1日重任
		平成23年 4月 5日登記
		平成24年 4月 1日重任
		平成24年 4月10日登記
		平成25年 4月 1日重任
		平成25年 4月 9日登記
<u>執行役</u>	<u>藤井博行</u>	平成26年 3月31日退任
		平成26年 4月 1日登記
<u>執行役</u>	<u>浜本直樹</u>	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
		平成23年 4月 1日重任
		平成23年 4月 5日登記
		平成24年 4月 1日重任
		平成24年 4月10日登記
		平成25年 4月 1日重任
<u>執行役</u>	<u>浜本直樹</u>	平成25年 4月 9日登記
		平成26年 3月31日退任
		平成26年 4月 1日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号

日立金属株式会社

会社法人等番号 0104-01-038783

COPY	執行役	村 山 眞 一 郎	平成22年 4月 1日就任
			平成22年 4月 1日登記
	執行役	村 山 眞 一 郎	平成23年 4月 1日重任
			平成23年 4月 5日登記
	執行役	村 山 眞 一 郎	平成24年 4月 1日重任
			平成24年 4月10日登記
	執行役	村 山 眞 一 郎	平成25年 4月 1日重任
			平成25年 4月 9日登記
	執行役	村 山 眞 一 郎	平成26年 4月 1日重任
			平成26年 4月 1日登記
	執行役	島 順 彦	平成22年 6月24日就任
			平成22年 6月25日登記
	執行役	島 順 彦	平成23年 4月 1日重任
			平成23年 4月 5日登記
	執行役	島 順 彦	平成24年 4月 1日重任
			平成24年 4月10日登記
	執行役	島 順 彦	平成25年 4月 1日重任
			平成25年 4月 9日登記
	執行役	島 順 彦	平成26年 4月 1日重任
			平成26年 4月 1日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号

日立金属株式会社

会社法人等番号 0104-01-038783

<u>執行役</u>	<u>中 村 正 明</u>	平成23年 6月24日就任
		平成23年 6月28日登記
		平成24年 4月 1日重任
		平成24年 4月10日登記
		平成25年 4月 1日重任
		平成25年 4月 9日登記
		平成26年 3月31日退任
<u>執行役</u>	<u>小 西 和 幸</u>	平成26年 4月 1日登記
		平成24年 4月 1日就任
		平成24年 4月10日登記
		平成25年 4月 1日重任
<u>執行役</u>	<u>小 西 和 幸</u>	平成25年 4月 9日登記
		平成26年 4月 1日重任
		平成26年 4月 1日登記
<u>執行役</u>	<u>高 橋 秀 明</u>	平成25年 7月 1日就任
		平成25年 7月12日登記
<u>執行役</u>	<u>高 橋 秀 明</u>	平成26年 4月 1日重任
		平成26年 4月 1日登記
<u>執行役</u>	<u>菊 地 原 宏</u>	平成25年 7月 1日就任
		平成25年 7月12日登記
		平成26年 3月31日退任
		平成26年 4月 1日登記
<u>執行役</u>	<u>西 山 光 秋</u>	平成26年 4月 1日就任
		平成26年 4月 1日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号

日立金属株式会社

会社法人等番号 0104-01-038783

	埼玉県川口市青木一丁目18番5-109号 代表執行役 藤井博行	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
	埼玉県川口市青木一丁目18番5-109号 代表執行役 藤井博行	平成23年 4月 1日重任
		平成23年 4月 5日登記
	埼玉県川口市青木一丁目18番5-109号 代表執行役 藤井博行	平成24年 4月 1日重任
		平成24年 4月10日登記
	埼玉県川口市青木一丁目18番5-109号 代表執行役 藤井博行	平成25年 4月 1日重任
		平成25年 4月 9日登記
		平成26年 3月31日退任
		平成26年 4月 1日登記
	奈良県生駒市さつき台一丁目680番地78 代表執行役 花村公生	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
		平成23年 3月31日退任
		平成23年 4月 5日登記
	千葉県富里市根木名1049番地7 代表執行役 島順彦	平成23年 4月 1日就任
		平成23年 4月 5日登記
	千葉県富里市根木名1049番地7 代表執行役 島順彦	平成24年 4月 1日重任
		平成24年 4月10日登記
	千葉県富里市根木名1049番地7 代表執行役 島順彦	平成25年 4月 1日重任
		平成25年 4月 9日登記
	千葉県富里市根木名1049番地7 代表執行役 島順彦	平成26年 4月 1日重任
		平成26年 4月 1日登記
	東京都豊島区南長崎三丁目42番10-606号 代表執行役 高橋秀明	平成25年 7月 1日就任
		平成25年 7月12日登記
	東京都豊島区南長崎三丁目42番10-606号 代表執行役 高橋秀明	平成26年 4月 1日重任
		平成26年 4月 1日登記

整理番号 サ204115

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

PATENT 16/26

REEL: 036777 FRAME: 0310

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

	東京都江東区白河一丁目7番13-1303号 代表執行役 小西和幸	平成26年 4月 1日就任 平成26年 4月 1日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成22年 6月18日重任 平成22年 6月25日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成23年 6月22日重任 平成23年 6月28日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成24年 6月20日重任 平成24年 7月 4日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成25年 6月25日重任 平成25年 7月 9日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成26年 6月25日重任 平成26年 7月 8日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当社は、取締役会の決議によって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第266条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当社は、取締役会の決議によって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の旧商法に基づく監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成18年 6月22日変更 平成18年 7月 4日登記	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれが高い額とする。 当会社が平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前に社外取締役との間に締結した旧商法第266条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約は、法令、本定款又は当該契約に定めるところにより、当該定時株主総会終結後も、なおその効力を有するものとする。 平成18年 6月22日変更 平成18年 7月 4日登記	
新株予約権	2016年満期ユーロ円建取得条項（額面現金決済型）付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権	

新株予約権の数

1万8000個及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数（2000個を上限とする。）並びに代替新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。なお、本社債の額面100万円に付する本新株予約権の数は1個とする。

10.5個並びに代替新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。なお、本社債の額面100万円に付する本新株予約権の数は1個とする。

平成22年 8月16日変更 平成22年 8月30日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

①種類 普通株式

②数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法（平成17年法律第86号）に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

（イ）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。（ロ）転換価額は、当初、当社の代表執行役又は代理人が、授權に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日（以下「条件決定日」という。）における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.42を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

（ハ）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\begin{array}{rcl} \text{既発行} & \text{新発行・} & \text{1株あたりの} \\ & \text{処分株式数} & \text{払込金額} \\ & \times & \\ & + & \\ \text{株式数} & & \text{時価} \end{array}$$

調整後 = 調整前 ×

転換価額 転換価額 既発行株式数+新発行・処分株式数

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

（二）転換価額は、（A）組織再編等が生じた場合であってかつ（i）当該時点において適用ある法律に従い（当該法律に関する公的な又は司法上の解

積を考慮するものとする。)、発行要項の規定に基づき承継会社等(組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。))による新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(i i) 法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(i i i) 当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は、(i v) 発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を充たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B) 発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。))において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、(ロ)に従い当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。))時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、授權に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日(組織再編等が当該公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日)以内の日で当社が指定する日をいう。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2007年9月27日から2016年8月30日までとする。但し、(i) 発行要項に定める当社の選択による繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時(行使請求地時間)まで(但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。)、(i i) 発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(i i i) 買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(i v) 債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が「会社が新株予約

権を取得することができる事由及び取得の条件」に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間（但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。）中は、本新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の行使の条件

（イ）各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

（ロ）2016年6月13日まで（同日を含まない。）は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日（「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日まで（2016年4月1日から始まる四半期については、2016年6月13日まで）の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本（ロ）記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

①（i）株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限り。以下同じ。）がBBB以下である期間、又は（ii）R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間

③当社が組織再編等を行うにあたり、「新株予約権を行使することができる期間」記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、2012年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所（以下に定義する。）に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知（以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、（i）本社債（本新株予約権を除く。）の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び（ii）転換価値（以下に定義する。）から額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本項において「取引日」とは、該当証券取引所（東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場（店頭登録又は証券取引所における取引を含む。）されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。）が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（ハ）又は（ニ）記載の転換価額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

各本社債の払込金額

× 1株当たり平均VWAP

最終日転換価額

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

平成19年 9月13日発行

平成19年 9月26日登記

平成24年3月22日新株予約権全部消却

平成24年 3月28日登記

2019年満期ユーロ円建取得条項（額面現金決済型）付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数

1万8000個及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数（2000個を上限とする。）並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債

の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。なお、本社債の額面100万円に付する本新株予約権の数は1個とする。

4495個並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。

なお、本社債の額面100万円に付する本新株予約権の数は1個とする。

平成23年 8月15日変更 平成23年 8月29日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

①種類 普通株式

②数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法（平成17年法律第86号）に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表執行役又は代理人が、授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日（以下「条件決定日」という。）における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.42を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\frac{\text{既発行} \cdot \text{新発行} \cdot \text{1株あたりの} \cdot \text{払込金額}}{\text{既発行} \cdot \text{処分株式数} \cdot \text{時価} + \text{株式数}}$$

調整後 = 調整前 ×

転換価額 転換価額 既発行株式数 + 新発行・処分株式数

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ニ) 転換価額は、(A) 組織再編等が生じた場合であってかつ上記(i) 当該時点において適用ある法律に従い（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、発行要項の規定に基づき承継会社等（組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。）に

よる新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(i i) 法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(i i i) 当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は、(i v) 発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を充たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B) 発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、(ロ)に従い当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、授權に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日(組織再編等が当該公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日)以内の日で当社が指定する日をいう。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2007年9月27日から2019年8月30日までとする。但し、(i) 発行要項に定める当社の選択による繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時(行使請求地時間)まで(但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。)(i i) 発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(i i i) 買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(i v) 債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該

組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間（但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。）中は、本新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の行使の条件

（イ）各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

（ロ）2019年6月13日まで（同日を含まない。）は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日（「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日まで（2019年4月1日から始まる四半期については、2019年6月13日まで）の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本（ロ）記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

①（i）株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がBBB以下である期間、又は（i i）R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間

③当社が組織再編等を行うにあたり、「新株予約権を行使することができる期間」記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、2014年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所（以下に定義する。）に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知（以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、（i）本社債（本新株予約権を除く。）の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び（ii）転換価値（以下に定義する。）から額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本項において「取引日」とは、該当証券取引所（東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場（店頭登録又は証券取引所における取引を含む。）されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。）が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（ハ）又は（ニ）記載の転換価額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

各本社債の払込金額

× 1株当たり平均VWAP

最終日転換価額

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

平成19年 9月13日発行

平成19年 9月26日登記

吸収合併

平成25年7月1日東京都台東区浅草橋一丁目22番16号日立電線株式会社を合併

平成25年 7月12日登記

取締役会設置会社に関する事項

取締役会設置会社

平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
日立金属株式会社
会社法人等番号 0104-01-038783

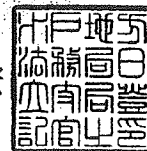
委員会設置会社に関する事項	委員会設置会社	平成18年法務省令第15号の規定により平成18年5月1日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年7月4日登記
登記記録に関する事項	平成11年9月1日東京都千代田区丸の内二丁目1番2号から本店移転	平成11年9月6日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

平成26年12月9日
水戸地方法務局日立支局
登記官

船橋淳宏



整理番号 サ204115

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

PATENT 26/26

RECORDED: 10/05/2015

REEL: 036777 FRAME: 0320